

イラン・アメリカ請求権裁判所（一）

——当事者適格と許容性——

川 岸 繁 雄

- 一 はじめに
- 二 個人の請求権（以上本号）
- 三 会社その他の法的主体の請求権
- 四 請求権の継続的所有
- 五 他の救済の利用可能性
- 六 おわりに

一 はじめに

一九七九年二月五日、イラン革命を指導したイスラム教シーア派の最高指導者、アヤトラ・ホメイニ (Ayatollah

Ruhollah Khomeini) 師は革命暫定政府の樹立を発表し、モハンデス・メヘディ・バザルガン (Mehdi Bazargan) を首相に指名した。この革命政府の樹立はイランに二つの政府が存在するという異常事態をもたらす結果となったが、同月一日、パーレビ国王 (Shah Mohammad Zeka Pahlavi) が事後を託したシャプール・バクチャル (Shapour Bakhtiar) 首相が辞任し、革命暫定政府首相であったバザルガンがイランの政権を引き継いだ。アメリカ政府は同月一六日、イランのバザルガン新政権を支持し、イランとの外交関係を維持する決定をイラン新政府に伝えた。四月一日、イランの国民投票管理局は九七パーセントの票が王制に対してイスラム共和国を支持したとの推定を明らかにし、同日夕刻、ホメイニ師は正式にイスラム共和国の発足を内外に宣言した。⁽¹⁾

一九七九年一月四日、アメリカが医学的治療のためパーレビ元国王を受け入れたことに抗議して、イスラム教系学生らがテヘランのアメリカ大使館を占拠し大使館員らを入質にして、アメリカ政府に対して、元国王をイスラム革命法廷で訴追・処罰するためにその身柄をイランに引き渡すよう要求した。⁽²⁾ イラン政府はアメリカ政府がイランからの石油輸入を停止したのに対して原油輸出停止措置をとり、同月一日、アメリカに対する新たな経済対抗手段として、アメリカの対イラン投資資産を国有化し、イランがアメリカの銀行に預けていた約一二〇億ドルの外貨預金を引き揚げることを発表した。これに対抗して、アメリカ政府は直ちに「一九七七年非常時経済権限法」に基づいて、アメリカにおけるイランの公的資産、つまりイラン政府、中央銀行、政府系機関の資産すべてを凍結することを決定した。⁽³⁾

一九七九年一月二九日、アメリカ政府は在イラン米国大使館占拠事件を国際司法裁判所に付託し、イラン政府が外交関係条約や領事関係条約、国家代表等に対する犯罪防止条約などの国際法義務に違反しており、したがってイラン政府にはアメリカ人入質全員を即時解放する義務があり、かかる国際法義務違反の結果としてアメリカ

カ政府に損害賠償を支払わなければならない、と宣告するよう求めた。一月二十五日、国際司法裁判所はアメリカ政府の要請に基づきイラン政府に対して、アメリカ大使館や公文書保管所、領事館をアメリカの管轄下に直ちに返還し、人質全員を即時解放するよう命令する仮保全措置を指示し(全員一致)⁽⁴⁾、翌年五月二十四日の本案判決において、イラン政府が両国間に有効な諸条約と一般国際法に基づいてアメリカに対して負っている義務に違反しており、かかる義務違反がアメリカに対するイランの国際責任を発生させ、人質全員の即時解放、テヘランのアメリカ大使館とタブリス及びシラズのアメリカ領事館の即時返還など、一九七九年一月四日の事件から生じた状態を原状回復し、当該事件とそれに付随する事件から生じた損害についてアメリカに賠償する義務がある、と判示した(一二対三)⁽⁵⁾。

一九八〇年一月三日、イラン国民議会がホメイニ師の人質解放四条件を承認した翌日、イラン政府は利益保護国のアルジェリアに対して対アメリカ交渉の仲介役を依頼した。アルジェリア政府は、アメリカ人質拘束事件から生じた両国間の危機に関して双方の受諾可能な解決策を求めて両国政府と広い範囲にわたって協議し、一九八一年一月十九日、アルジェリア政府の声明の形式において両国政府が最終合意に達したアルジェ合意を発表した。この合意文書は総則とアメリカのイラン内政への不介入、イランの凍結資産の返還、アメリカ請求権の解決、パーレビ元国王と一族の資産の凍結などを盛り込んだ第一文書(一般宣言)と、イランに対するアメリカ国民の請求権などの裁定を国際仲裁裁判所(イラン・アメリカ請求権裁判所)の創設によって行なうことを規定した第二文書(請求権解決宣言)から成っている。⁽⁶⁾翌二〇日、アメリカ政府がイランの凍結資産のうち約八〇億ドルをイギリス中央銀行(イングランド銀行)のアルジェリア中央銀行口座(供託口座)に預託し、⁽⁷⁾イラン政府はアメリカ臨時代理大使を含む五二人のアメリカ人質全員を一年二カ月余りに解放した。

一九八一年七月一日、イラン・アメリカ請求権裁判所が、請求権解決宣言に基づき国際仲裁裁判所としてオランダのハーグに正式に創設された。⁽⁸⁾ 裁判所は九人の仲裁人によって構成され、各国政府がそれぞれ三人の仲裁人を選任し、残りの三人の仲裁人は両国政府によって任命された六人の仲裁人の合意によって選定された。裁判所は三人の仲裁人より成る三つの裁判部に分けられ、(1)請求権解決宣言の解釈適用に関する請求(A事件または解釈紛争)、(2)物品と役務の購買および販売に関して一方の当事国によって他方の当事国に対して提起される事件(B事件)、(3)多数意見の形成不能によるか、裁判部の間に一貫した方針を設定するために裁判部が裁判所に裁判権を委譲する事件を除くほか、請求はすべて三つのうちのいずれかの裁判部によって審理されることが決定された。実質上、解釈紛争を除く他のすべての請求については、提出期限が一九八二年一月一九日と定められており(請求権解決宣言第三条4項)、二五万ドル以上の多額請求九六五件、二五万ドル未満の少額請求二七八二件、政府間の請求であるB請求六九件を含む合計三八一六件の請求が最終期限までに裁判所に提出された。さらに、一九九七年六月三〇日現在、アルジェ合意の解釈または履行に関する解釈紛争として三〇件のA請求が裁判所に提出されてきている。⁽⁹⁾ 裁判所の決定と裁定はすべて終局的でかつ拘束力を有し(請求権解決宣言第四条1項)、裁判所は法の尊重を基礎とし、貿易の関連慣行、契約条項、変更された事情を考慮に入れて、裁判所が適用可能と決定する準拠法選択の諸規則、商事法および国際法の諸原則を適用してあらゆる事案を決定しなければならない(請求権解決宣言第五条)。

一般国際法上、国家が外交交渉や国際裁判において他の国家に対して国際請求を提起する場合、当該国家は請求の本案判決を得るためにはその原告適格と請求適格の具備を立証しなければならない。請求が裁判所に提起された場合、当事国とくに一方的に提訴された国家は、請求の本案審理を阻止するために裁判所の管轄権や請求の

許容性に対して先決的抗弁を提起することが多い。管轄権に対する抗弁は、裁判所に付与された管轄権の事項的・人的範囲に関する争いであり、その抗弁が認容された場合、請求は却下され、当該事件におけるすべての訴訟手続は停止することになる。他方、請求の許容性に対する抗弁は、紛争の状況、請求の形式や手続の不遵守などに關係しており、裁判所に対して請求の内容に関する実体的判断を差し控えることを求めるものである。通常、許容性の問題は、裁判所が管轄権を確定した場合にのみ取り上げることができる。許容性に関する争点、とくに請求者の国籍や国内的救済の完了に関する争点は事件の本案と密接に關係していることがある⁽¹⁰⁾。したがって、許容性の争点に関する決定は特殊な事情において本案の審理に併合されることがある。

本稿の目的は、当事者適格と許容性を中心にイラン・アメリカ請求権裁判所の判例を分析・検討し、国際請求の要件である伝統的な国籍継続の原則と国内的救済完了の原則の解釈・適用をめぐる国際法上の諸問題を考察することにある。このような観点からの考察は、一般国際法における国際請求の許容性に対する裁判所の決定と裁定の意義と効果を明らかにするという意味からも重要であると思われる。

- (1) *Cf.*, Japan Times (February 7, 1979), p. 1.
- (2) *Cf.*, Japan Times (November 6, 1979), p. 1.
- (3) Executive Order No. 12170 (14 November 1979), *Fed. Reg.*, Vol. 44 (1979), p. 65729.
- (4) United States Diplomatic and Consular Staff in Tehran, Provisional Measures, Order of 15 December 1979, *I. C. J. Reports 1979*, p. 21.
- (5) United States Diplomatic and Consular Staff in Tehran, *Judgement*, *I. C. J. Reports 1980*, pp. 44-45.
- (6) *Int. Leg. Materials*, Vol. 20 (1981), p. 224. イランがアメリカ政府に対して要求した「ホームーン四条件」とは、

(1) アメリカがイランの政治・軍事に介入しないこと、(2) アメリカ内外にあるイランの全資産の凍結を解除し、イランに返還すること、(3) イランに対する経済制裁を解除すること、(4) 故パーレビ元イラン国王とその一族の資産に対するイラン政府の権利を承認することを意味する。

(7) Cf., Executive Order No. 12276 (19 January 1981), *Fed. Reg.*, Vol. 46 (1981), p. 7913. 一九八一年四月六日、アメリカ政府は国際司法裁判所規則第八八条一項に基づいて裁判所に対してイランに対すアメリカの損害賠償請求の訴えを取り下げることを求めた。裁判所は五月一二日、当事者の合意により訴訟の取下を記録し、当該事件を総件名簿から削除する命令を下した。Cf., United States Diplomatic and Consular Staff in Tehran, Order of 12 May 1981, *I. C. J. Reports* 1981, p. 47.

(8) イラン・アメリカ請求権裁判所に関する主要な著作としては、Charles N. Brower and Jason D. Brueschke, *The Iran-United States Claims Tribunal* (1998); George H. Aldrich, *The Jurisprudence of the Iran-United States Claims Tribunal* (1996); Aida Avanesian, *Iran-United States Claims Tribunal in Action* (1993); Wayne Mapp, *The Iran-United States Claims Tribunal: The first ten years 1981-1991* (1993); Rahmatullah Khan, *The Iran-United States Claims Tribunal: Controversies, Cases and Contribution* (1990); Richard B. Lillich (ed.), *The Iran-United States Claims Tribunal 1981-1983* (1984) などがある。なお、わが国における文献としては、中谷和弘「イラン・米国請求権裁判所——革命および人質事件に基づく経済的紛争の事後処理機関——」『紛争解決の国際法』三首堂(一九九七年)、長谷川正国「イラン・米国請求権裁判所の多重的機能に関する一考察」『変動する国際社会と法』三首堂(一九九六年)を参照するべきである。

(9) Brower & Brueschke, *op. cit.*, p. 13. Cf., Willem A. Hamel et al., "The Iran-United States Claims Tribunal," *Hague Y. B. Int'l L.*, Vol. 1 (1988), p. 367. その後、A事件三〇件を除き、裁判所は命令によって再分類し、一九九七年六月三〇日現在、B事件七十七件、多額請求九六一件、二五万ドル未満の少額請求二八八四件、

合計三九二二件となつる (Maurizio Brunetti et al., "The Iran-United States Claims Tribunal," *Hague Y. B. Intl L.*, Vol. 10 (1997), p. 201)。

(10) Ian Brownlie, *Principles of Public International Law* (1973), p. 465.

一 個人の請求権

国際法上、自国民が他の国家の違法行為によつて権利を侵害され、通常的手段によつて救済を得ることができない場合、国家は外交的保護を行使し、当該自国民を保護する権利が与えられている。このような外交的保護は国家の権利の防衛手段であり、国家が自国民の事件を取り上げ、自国民のために外交手続か国際裁判手続に訴えることにより、実は国家の固有の権利、すなわち自国民にかわつて国際法規範の遵守を確保する国家自体の権利を主張しているのである。⁽¹⁾したがつて、国家は原則として自国民に關してのみ外交的保護を行使することができる。⁽²⁾

国家が自国民のために外交的保護を行使する権利を与えられるのは、唯一当該国家と自国民である個人の間での關係である。⁽³⁾この点、ノッテボーム (Nottebohm) 事件において、国際司法裁判所はリヒテンシュタインの請求の許容性に関連して、国籍が国家と個人の間の法的な絆であり、所屬の社会的事実を基礎として権利義務の相互性と接合した存在、利害、感情の真正な結合關係を有していなければならない、と判示している。換言すれば、国籍はそれを付与された個人が法によつて直接にまたは国家機關の行為の結果として他の国家の国民よりも国籍を付与した国家の国民と事実上より密接に結合している事実の法的な表現でなければならない。そして、国籍が自国民とみなす国家と当該個人の結合關係の法的表明を構成する場合にはじめて当該国家は他の国家に対

抗して保護を行使する権利または資格を有することになる。⁽⁴⁾

したがって、国際裁判において、国家が外交的保護権に基づき自国民のために国際請求を提出した場合、請求国は当該個人が自国の国籍を有し、とりわけその国籍が被請求国に対して対抗力 (opposable) を有することを訴訟の入口または訴訟が始まる前に (*in limine litis*) 立証することが必要不可欠である。そして、個人の名において提起された請求の受理可能性 (recevabilité) は一般原則として当該個人の国籍にかかっている。⁽⁵⁾ しかしながら、この問題は国際法上の問題であり、単に関係国の国内法によつて解決される問題ではない。⁽⁶⁾

(一) 個人の国籍—無国籍と重国籍

イラン・アメリカ請求権裁判所は、請求権解決宣言第二条1項によりイランに対するアメリカ国民の請求とアメリカに対するイラン国民の請求を裁定する管轄権を付与されている。この請求権解決宣言は第七条1項において、この国民をイランまたはアメリカの市民である自然人と定義している。一般に、国籍と市民権は同一の概念の二つの異なる側面を表わしており、国籍は国家の構成員の国際的な側面を強調し、この市民権はその国内的な側面を強調している。国内法上、国民または市民がどのように定義されようとも、国際法の観点からすれば、個人の国籍は当該個人が特定の国家の構成員であり、したがってその市民であることの資格を意味するといわれ⁽⁷⁾る。したがって、請求権解決宣言に基づいて、自然人である個人はいずれか一方の当事国の国民として裁判所に請求を提出する資格を与えられている。しかし、他方、イランとアメリカのいずれの国籍をも有しない個人は、無国籍者として請求権解決宣言上裁判所に請求を提出する資格を与えられていない。したがって、事実、多くの事案において、裁判所はとくに請求権の継続的所有 (continuous ownership) の要件との関連において管轄権の

欠如を理由として無国籍者の請求を棄却している。たとえば、*Lianosoff v. Iran* において、第一裁判部は、原告が一九六六年にアメリカ市民として帰化し、出生により取得したイラン市民権を放棄していたが、原告の父が請求の発生時にイランにおいて難民として無国籍者であったために、請求がアメリカ国民によって継続的に所有されていなかったと判断し、裁判所が請求権解決宣言第七条2項の継続的所有的要件を満たしていなかった原告の請求に対して管轄権を有しない、と判示している。⁽⁸⁾

国際法上、国籍の得喪に関する事項は原則として国家の国内管轄事項であるとされている。つまり、国籍は国内法によって規律される事項であり、国家は国内法によって何人が自国民であるか、どのような条件で何人に国籍を付与するかを自由に決定することができる。その意味において、一九三〇年国際連盟の主権によりハーグで開催された第一回国際法典編纂会議において採択された「国籍法の抵触についての種の問題に関する条約」(国籍法抵触条約)は、第一条において、国内法により何人が自国民であるかを決定するのは国家の権限に属すると規定している。そして、人がある特定国家の国籍を有するかどうかの問題は、当該国家の国内法に従って決定されなければならない(第二条)⁽⁹⁾。

しかし、人はその国内法の適用において、生地主義と血統主義の抵触によってか、または出生後の帰化によってか、複数の国籍を取得する場合がある。事実、イラン・アメリカ請求権裁判所の実行において、イランで出生したか、イラン人の親を有するか、あるいはイラン人と婚姻したかによりイラン法上イラン市民とみなされるアメリカ市民の二重国籍者によるイラン政府に対する請求が相次いだため、⁽¹⁰⁾裁判所は、請求権解決宣言における管轄規定との関連において、原告の有する被請求国の国籍が裁判所の管轄権設定の障害となりうるか否か、換言すれば、イランとアメリカの国籍をひとくし有する国民が裁判所において請求を提起する資格を付与されている

か否かの検討を余儀なくされた。⁽¹¹⁾ この点、責任否定 (non-responsibility) の法理によれば、二重国籍者はひとしく忠誠ないし服従義務を負う国家に対して請求を提出することができない。この法理は、国籍法抵触条約に規定された原則を基礎としている。すなわち、国家は自国民がひとしく国民として所属する他の国家に対して当該自国民のために外交的保護を与えることができない(第四条)⁽¹²⁾。これに対して、実効的国籍 (effective nationality) の法理によれば、二重国籍者は請求の目的上一国籍のみを有するものとみなされ、当該個人がより強固な事実上の結合関係を有する国家の国籍が支配的であると判断することができる。そして、常居所や家族関係などが、通常当該個人と国家のより密接な結合関係を決定する要因として勘案されなければならない。その意味において、国籍法抵触条約は、第三国が二重国籍者を一国籍を有するものとして取り扱い、当該個人が平常かつ主として居住している国家の国籍か、または、当該個人が事実上もつとも密接に結合していると認められる国家の国籍のみを認めることができる、と規定している(第五条)⁽¹³⁾。

この点、第二裁判部は、'Esphahanian v. Bank Tejarat' において、請求権解決宣言が二重国籍について別段の規定を置いておらず、したがって条文の意味を決定するためウィーン条約法条約第三一条3項cに従って当事国間の関係において適用される国際法のあらゆる関連諸規則を考慮しなければならないと結論し、国際条約、国際判例、学説を検討し、最終的には、責任否定の原則が実効的国籍の原則によって制限される傾向が今世紀になって強固になっているとの判断に基づいて、支配的かつ実効的国籍 (dominant and effective nationality) がその適用される国際法規則である、と結論している。このようにして、第二裁判部は、裁判所が(a)原告のアメリカ国籍が支配的かつ実効的である場合、イランとアメリカの二重国籍者によるイラン政府に対する請求について、また(b)原告のイラン国籍が支配的かつ実効的国籍である場合、イランとアメリカの二重国籍者によるアメリカ政府

に対する請求について管轄権を有すると結論した上で、原告の支配的かつ実効的国籍があらわる関連時点においてアメリカの国籍であったと認定し、原告が請求権解決宣言の意味におけるアメリカ国民であり、したがって裁判所が原告の請求を決定する管轄権を有する、と判示した。⁽¹⁴⁾しかし、イランの仲裁人は、反対意見を提出し、責任否定の原則と実効的国籍の原則のいずれを根拠とするにせよ、国際実行が二重国籍者による本国政府に対する請求の非許容性 (inadmissibility) を宣言しており、したがってイランに対する二重国籍者の請求を許容する多数意見の決定が確固とした国際実行に反する、と結論している。⁽¹⁵⁾

しかし、裁判所はその後の実行において、原告のイランまたはアメリカとの結合関係が請求権解決宣言上裁判所に請求を提起する資格を当該原告に付与する程十分強固であるか否かを決定するため、終始一貫してこの実効的国籍の法理を適用してきて⁽¹⁶⁾る。

- (1) Nottebohm Case (second phase), Judgement of April 6th, 1955: *I. C. J. Reports 1955*, p. 24.
- (2) Brownlie, *op. cit.*, p. 401.
- (3) Cuthbert Joseph, *Nationality and Diplomatic Protection: The Commonwealth of Nations* (1969), p. 7.
- (4) Nottebohm Case, *op. cit.*, p. 23.
- (5) Lucius Colfisch, *La protection des sociétés commerciales et des intérêts indirects en droit international public* (1969), pp. 13-14.
- (6) Brownlie, *op. cit.*, p. 401. *Cf.*, Nottebohm Case, *op. cit.*, pp. 20-21. この点、ノッテボーム事件において、国際司法裁判所は、リヒテンシュタインが帰化によってノッテボームに付与した国籍をグアテマラに対して有効に援用しうるか、そしてリヒテンシュタインが当該国籍を根拠としてグアテマラに対してノッテボームのために外交的保

護を行使する十分な資格を有し、したがってノッテボームのために裁判所に請求を提起する資格を有するかどうかを検討し、ノッテボームとリヒテンシュタインの間に真正な結合関係 (genuine connection) が存在せず、グアテマラがノッテボームに付与された国籍を認めなければならぬ義務を負わないとして、リヒテンシュタインの請求が許容されなむ (inadmissible) と判決した (一一対三)。

(7) *Cf.*, P. Weis, *Nationality and Statelessness in International Law* (1979), pp. 4-6; Avanesian, *op. cit.*, pp. 141-144.

(8) Lianosoff v. Iran, Award NO. 104-183-1 (17 January 1984), *Iran-United States Claims Tribunal Reports* (イラン-イ. S. C. T. R. 彙誌), Vol. 5 (1984-I), pp. 91-93. *Cf.*, D. Bederman, "Nationality of Individual Claimants Before the Iran-United States Claims Tribunal," *Int'l & Comp. L. Q.*, Vol. 42 (1993) pp. 122-123.

(9) Weis, *op. cit.*, p. 257. ただし、国籍に関する各国の国内法が国際条約、国際慣習、国籍に関して一般に認められた法の原則と一致しない場合、他の国家はそれを承認しなければならない義務を負わない (第一条)。

(10) Charles N. Brower and Mark D. Davis, "The Iran-United States Claims Tribunal After Seven Years: A Retrospective View from the Inside," *Arb. J.* Vol. 43 (1988), p. 27.

(11) Avanesian, *op. cit.*, p. 144; Brower & Brueschke, *op. cit.*, p. 32.

(12) Avanesian, *op. cit.*, p. 145; *ibid.* 国際法学会 (Institut de Droit International) は、一九六五年ワルシャワ会期において、「個人が被った損害に関して国家が提出する国際請求の国家的性格」の問題を取り上げ、この問題に関する決議を採択し、「請求国と被請求国の国籍をひとしく有する個人の被った損害に関して提出された国際請求は被請求国によって拒絶され、かつ当該請求が提出された裁判所において許容することができない」と規定している (第 四条 a 項) (*Annuaire de l'Institut de Droit International*, Vol. 51-II (1965), p. 271)。また、国際司法裁判所は、国際連合の職務中に被った損害に関する勧告的意見において、国家が自国民をひとしく国民とみなす他の国家に対して

当該自国民のために保護を主張しえないとする一般に従われてきている国際慣習に言及して、責任否定の法理を確立した国際法規則として確認しつつある(Reparation for injuries suffered in the service of the United Nations, Advisory Opinion: *I. C. J. Reports 1949*, p. 186)。

(3) Avanesian, *op. cit.*, p. 148. 実効的国籍の法理に言及している他の唯一の例は一九六五年国際法学会が採択した決議第四条b項である。同条は、請求国の国籍と被請求国以外の国家の国籍をひとしく有する個人の被った損害に關して提出された国際請求は、当該個人が請求国との間の所属のより密接な(支配的な)結合関係を有することが立証されないかぎり、被請求国以外の国家によって拒絶され、かつ請求が提出された裁判所において許容することができないと規定しつつある(*Annuaire de l'Institut de Droit International*, Vol. 51-II (1965), p. 271)。

(14) Eshpahanian v. Bank Tejarat, Award NO. 31-157-2 (29 March 1983), *IRAN-U. S. C. T. R.*, Vol. 2 (1983-I), pp. 163-166, 168. *Cf.*, Peter E. Mahoney, "The Standing of Dual Nationals Before the Iran United States Claims Tribunal," *Va. J. Int'l L.*, Vol. 24 (1984), p. 695. 同日、第三裁判部は、Golpira v. Iran においても、実効的国籍の法理に基づいて原告の支配的かつ実効的国籍がアメリカのそれである場合、裁判所がイランに対するイランとアメリカの二重国籍者の請求に対して管轄権を有すると判示し、原告の支配的かつ実効的な国籍があらゆる関連時点においてアメリカのそれであったと認定したが、原告の財産の使用または享有に対する介入が公的使用ないしは公的収用に相当することを立証していないとしてイランに対する原告の請求を却下した(Golpira v. Iran, Award NO. 32-211-2 (29 March 1983), *IRAN-U. S. C. T. R.*, Vol. 2 (1983-I), pp. 173, 177)。

(15) Dissenting Opinion of Dr. Shafie Shafiei on the Issue of Dual Nationality (Cases Nos. 157 and 211), *IRAN-U. S. C. T. R.*, Vol. 2 (1983-I), pp. 214-215. (a)の反対意見によれば、実効的国籍は、(a)第三国の国内裁判所において国籍が法令適用の要件となっている場合と、(b)国際裁判所において国籍が国家による外交的保護の要件とされ、同一の個人に対して複数の国家が外交的保護を行使する場合に、もっぱら国籍の抵触を解決するための基準と

して国際法上確立されている。しかし、それは国籍が国際請求の許容性の要件とされ、かつ国籍の抵触が被請求国の国籍に関係する場合の基準として主張することができない。(Ibid., pp. 223-224)。

(16) もっとも、原告の他の国籍が第三国の国籍である場合、裁判所は、原告が事実上適当な国籍を有するとの原告の単なる立証を確信し、当該国籍が実効的ないしは支配的であるか否かを詳細に検討していない。たとえば、*Isaiah v. Bank Mellat* において、第二裁判部は、本来的または根源的に (originally) インド市民であった原告がアメリカ市民となったことを証明する帰化証明書を提出することによってアメリカ国籍を立証したとして、裁判所が原告の請求に対して管轄権を有する¹⁷と判示している (*Isaiah v. Bank Mellat, Award NO. 35-219-2 (30 March 1983), IRAN-U. S. C. T. R., Vol. 2 (1983-I) pp. 235-236. Cf. Avanesian, op. cit., p. 163; Aldrich, op. cit., pp. 56-57.*)

(二) 支配的かつ実効的国籍—基準

一九八三年二月五日、イランは請求権解決宣言第六条4項に基づいて、イラン国民がイラン政府に対して提起した請求の非許容性 (inadmissibility) について裁判所の意見を求めた。⁽¹⁷⁾ イラン政府によれば、イラン法上イラン市民である個人が、ひとしくアメリカ市民であると否とにかかわらず、イランに対する請求を裁判所に提起することはできない。この点、イラン政府の主張によれば、裁判所の管轄権は請求権解決宣言、とりわけその第七条1項(a)に従って決定されなければならない。また、アルジェ宣言により外交的保護の行使を基礎として国際請求を裁判する裁判所の機能に照らすならば、請求権解決宣言の第七条1項(a)は外交的保護の行使に関する慣習国際法に則して解釈されなければならない。そして、その解釈として、二重国籍者の請求に関して裁判所の管轄権を認める解釈は、アルジェ宣言の「相互性」(reciprocal nature) のみならず確立した外交的保護の行使に反しており、この文脈において適用される原則である責任否定 (non-responsibility) の原則の主たる根拠としての国家の

主権平等の原則にも違反することになる。したがって、外交的保護に関する伝統的な国際法と国家実行において立証されているように、請求国と被請求国双方の国籍を有する個人による請求は明白に禁止されているのである。⁽¹⁸⁾

これに対して、アメリカ政府は、請求権解決宣言が国民を国内法上の市民権との関連において定義していることを根拠として、請求権解決宣言の明白な文言解釈として、アメリカの国内法に基づいてアメリカ市民であれば、ひとしくイラン市民であると否とにかかわらず、イランに対する当該アメリカ市民の請求に対して裁判所が管轄権を有する、と主張している。さらに、代替的に、裁判所は、この点について請求権解決宣言が曖昧であると判断するとしても、当該条文を解釈する準則として同宣言第五条に従って国際法を適用しなければならぬ。その場合、裁判所は慣習国際法の基準に従い二重国籍者の支配的かつ実効的国籍を決定することによって当該二重国籍者の各事案を解決しなければならない。アメリカ政府の主張によれば、国際仲裁裁判所において国籍の抵触を解決するために適用されているのは実効的国籍 (effective nationality) の原則である。国家が請求国と被請求国双方の国民である個人の請求に対して絶対的に責任を負わないと判示された古い絶対的責任否定 (absolute non-responsibility) の法理は国際法の発達から乖離しており、実効的国籍の法理が責任否定の法理に代わって第二次世界大戦後の国際判例法において支持されているといわなければならない。⁽¹⁹⁾

一九八四年四月六日、裁判所は Case No. A/18 の決定において、第二裁判部による支配的かつ実効的国籍の法理の適用を基本的に支持し、同法理が二重国籍者の請求に関するあらゆる事案において適用されなければならないと判示した。⁽²⁰⁾ 裁判所によれば、アルジェ宣言が国際法上の条約であり、したがって、二重国籍の問題はウィーン条約法条約に従って国際法のあらゆる関連規則を勘案して検討されなければならない。また、イラン・アメリカ

カ請求権裁判所が明らかに条約によって創設された国際裁判所であり、かつ若干の事案が二政府間の紛争として国際法の解釈適用に関係しているが、大多数の紛争は私人を一方の当事者としており、そのほとんどが第一義的に国内法と法の一般原則に関する問題である。そのような事案において、裁判所が決定すべき問題とは請求者個人の権利であり、当該個人が所属する国家のそれではない。この状況は、国家が自国民のために支持する国際法上の請求の事態とは対照的であるといわなければならない。⁽²¹⁾さらに、裁判所によれば、二重国籍者に対する第三国の取り扱いを規定している国籍法抵触条約第五条は、二重国籍者の事案において、第三国の決定の目的上より強固な結合関係 (a stronger link) の原則を承認しており、イラン・アメリカ請求権裁判所は第三国の機関ではないが、されど請求が国家の自由裁量によって支持され、もっぱら国際法に従って決定される裁判所でもない。⁽²²⁾

国際判例法についても、裁判所によれば、ボーチャード (E. M. Borchard) が責任否定の原則を支持したが、彼が依拠した先例は彼の結論を一般的に支持しているとはいえない。⁽²³⁾また、一九四五年以前の国際法がどうであれ、アルジェ宣言の締結時と現在における原則とは支配的かつ実効的国籍の原則であり、この点、ノッテボーム事件とメルジェ (Merge) 事件における決定が決定的な効果を有しているのみならず、これらの事件において適用された原則が学説によっても支持されている。⁽²⁴⁾このようにして、裁判所は、ウィーン条約法条約第三一条3項(c)に基づいて、裁判所が解釈の目的上勘案しなければならない国際法の関連規則とは、ノッテボーム事件の判決の付随的意見に述べられた規則、つまり真正でかつ実効的な国籍 (real and effective nationality) の規則と、関係個人と国籍が関係する国家との間のより強固な事実上の結合関係 (stronger factual ties) の追求であると結論し、請求発生の日から一九八一年一月一九日までの関連期間における原告の支配的かつ実効的国籍 (dominant and effective nationality) がアメリカのそれである場合、裁判所がイランに対するイランとアメリカの二重国籍者に

よる請求に関して管轄権を有する、と判示した。⁽²⁵⁾

しかし、これに対して、イラン側の仲裁人はその宣言において、国家の責任否定の法理が国家の主権平等の原則を基礎としており、かつ国際条約、国際判例、学説および国家実行によっても支持されているとして、裁判所の決定の信用性(credibility)を否定したのみならず、さらに反対意見を提出し、多数意見がイラン政府に対するイランとアメリカの二重国籍者によって提起された請求に対して裁判所の管轄権を認めたことは権限越越(*ultra vires*)の行為であり、その決定はそれ自体当初から無効(*null and void ab initio*)である、と結論した。⁽²⁶⁾

こうして、裁判所は実効的国籍基準を採用し、支配的かつ実効的国籍を決定するために裁判所が勘案しなければならぬ要因として、常居所(*habitual residence*)、利害関係の中心地(*center of interests*)、家族の結合関係(*family ties*)、公的生活への参加(*participation in public life*)、その他の所属の証拠(*other evidence of attachment*)を含む「あらゆる関連要因」(*all relevant factors*)を列挙している。⁽²⁷⁾しかし、その後、第三裁判部は Malek v. Iran において、この支配的かつ実効的国籍の決定に関する要因をさらに明確化し、その中間裁定において、出生からの原告の全生涯(*entire life*)とその期間において原告が国家に対して負った忠誠または服従義務(*national allegiance*)の選択の真実性と誠実性(*reality and sincerity*)を証明するあらゆる要因が関係するとして、その審理の範囲を拡大している。第三裁判部によれば、請求権解決宣言の規定上、イランまたはアメリカの国民の請求は、請求発生日から宣言の発効日(一九八一年一月一九日)まで継続的に当該国民によって所有されていなければならぬ。したがって、この期間が裁判所の管轄権の決定にとって決定的に重要(*crucial*)となるが、それは原告の国籍が関連期間中支配的かつ実効的であったかどうかを決定する唯一の要因ではない。請求発生日における支配的かつ実効的国籍を立証するためには、明らかに、当該請求発生日に先行する(*preceding*)原告の生涯

における出来事 (events) を徹底的に調査しなければならない。こうして、第三裁判部は、原告が一九八〇年一月五日にアメリカ市民として帰化したにもかかわらず、また出生地国であるイランとの文化的結合関係 (cultural ties) を完全に断絶していないけれども、原告が一九六六年にアメリカに移住してからの作為不作為の行為 (conduct) が原告をして十分アメリカ社会に融合していることを立証していると認定し、原告の支配的かつ実効的国籍が裁判所の管轄権の目的上一九八〇年一月五日から一九八一年一月一九日までアメリカのそれであったと判示した。⁽²⁸⁾しかし、イラン側の仲裁人は反対意見において多数意見を批判し、国際協定において明示的に放棄されな
 いかぎり、いかなる政府も国際裁判所において自国民に対して責任を問われないのみならず、また原告のイラン国籍が出生後に取得した国籍に優越しており、したがって裁判所が当該原告の請求に対して管轄権を有するとは
 いえない、と結論している。⁽²⁹⁾

こうして、裁判所は、その後の一般的実行において、原告の支配的かつ実効的国籍を決定する問題を別個の先決的問題 (separate preliminary issue) として処理することを決定し、手続上、請求の本案と他の管轄権上の問題とを区別して、当事者に対して二重国籍問題についての見解を要約して提出することを命令している。そして、多くの裁定、部分裁定、中間裁定において、裁判所は支配的かつ実効的なアメリカの二重国籍者として認定できなかった原告の請求を却下し、支配的かつ実効的なアメリカ国民として認定した原告の請求に関して管轄権を確定している。⁽³⁰⁾たとえば、Danielpour (M.) v. Iran において、第三裁判部は Case No. A/18 v Malek 事件の決定を援用し、原告が出生時にアメリカ市民権を取得したが、イランの家族の影響のもとにイランで過ごした歳月を凌駕し、かつ原告がアメリカの社会に融合しアメリカの文化を習熟するためには、再定住 (relocation) と関連期間との間の期間が短期間であり、したがって関連期間における原告の支配的かつ実効的国籍がアメリカのそれ

であったとはいえないと結論して、イラン政府に対する原告の請求を却下した。⁽³¹⁾ 他方、Nourafchan (Z. A.) v. Iran において、同裁判部はその中間裁定においても Case No. A/18 と Malek 事件を援用し、原告の家族関係、個人的社会的経済的生活、市民としての公的義務に関する証拠によってアメリカ社会への融合 (integration) が立証されており、国家に対して負った忠誠または服従義務について何らの疑いも存在していないと結論して、関連期間における原告の支配的かつ実効的国籍がアメリカのそれであった、と判示している。⁽³²⁾

原告の生涯における「あらゆる関連要因」に関する裁判所の言及についての第三裁判部の解釈が、コモン・ローの解釈の同類原則 (*ejusdem generis principle*) 上、「他の所属の証拠」の正しい解釈とはいえないとの批判はあるが、⁽³³⁾ 原告の支配的かつ実効的国籍の決定の一部として当該個人の全生涯を勘案する実行は、その後の裁判所によって始終一貫して踏襲されてきている。⁽³⁴⁾ このようにして、裁判所は、二重国籍を有する原告の支配的かつ実効的国籍を決定する際の要因として、長期間居住した土地、配偶者の国籍、子の国籍、家庭で使用される言語、兵役、納税、職業と地域的社會生活への参加、不動産の所有を含め、原告がひとしく国民とみなされる国家との全生涯にわたる文化的、社会的、経済的な結合関係をも勘案してきている。⁽³⁵⁾ しかし、いかなる要因もこの支配的かつ実効的国籍の基準の適用においてただ一つとして必ずしも決定的であるとは限らない。まして、裁判所の事実認定が原告の主観的かつ情緒的な信念に関係する場合、裁判所はその結論において意見が分かれることが多い。事実、この点、イラン側の仲裁人は、支配的かつ実効的なアメリカ国籍の事実認定に對してきまって反対し、Case No. A/18 における裁判所の決定に対する不満を表明してきている。⁽³⁶⁾ たとえば、Abrahamian v. Iran において、第三裁判部が、その中間裁定において Case No. A/18 と Malek 事件を援用し、裁判所の管轄権の目的上原告の支配的かつ実効的国籍がアメリカのそれであると判示したのに対して、イラン側の仲裁人は反対意見を述べ、原

告の支配的かつ実効的国籍 (prevailing and effective nationality) がイランのそれであることが立証されていると主張し、(a)イラン国民として原告が自ら国際裁判所においてイラン政府に対して請求を提出することができず、またいかなる政府もかかる裁判所において当該請求を支持することができないのみならず、(b)原告のイラン国籍がアメリカ国籍に優位しており (predominate and prevail)⁽³⁷⁾、この観点からも裁判所が本件における原告の請求に対して管轄権を有するとはいえない、と結論している。さらに最近では、Riahi v. Iran の中間裁定においても、第一裁判部が Case No. A/18 v Malek 事件を援用し、関連期間における原告の支配的かつ実効的国籍がアメリカのそれであったと認定して、原告が請求権解決宣言第二条1項と第七条1項に基づいて裁判所において当事者適格 (standing) を有すると決定したが、これに対しても、イラン側の仲裁人は多数意見に反対する声明を発表し、請求権解決宣言と、二重国籍者の請求に適用される原則としての主権平等の原則により、裁判所が原則として二重国籍を有するイラン国民の請求に対して管轄権を有していないにもかかわらず、多数意見は原告が関連期間以前の期間のみならず当該関連期間においても、社会的であれ、経済的であれ、文化的であれ、アメリカとの真正なまたは実質的な所属の関係 (real or significant attachment) を有していなかった事実を勘案することなく、アメリカの国籍が関連期間における原告の支配的かつ実効的国籍であったと結論した、として批判している。⁽³⁸⁾

このように、いずれの裁判部も、請求の許容性の段階において、Case No. A/18 において適用された支配的かつ実効的国籍の基準を一貫して踏襲しているが、この実効的国籍原則はその実際の事案への適用において必ずしも批判を免れるとは限らない。事案の実際の事情が勘案されない場合、その審理は実質のないものになる虞れがある。⁽³⁹⁾

- (17) Iran v. United States, Case No. A/18, Decision NO. DEC 32-A18-FT (6 April 1984), *IRAN-U. S. C. T. R.*, Vol. 5 (1984-I), p. 252.
- (18) *Ibid.*, pp. 254-256.
- (19) *Ibid.*, pp. 256-259.
- (20) *Ibid.*, p. 259. Cf., Mahoney, *op. cit.*, p. 695; Note, "Claims of Dual Nationals in the Modern Era: The Iran-United States Claims Tribunal," *Michigan L. R.*, Vol. 83 (1984-1985), p. 598; Michael Scott Feeley, "Dual Nationality-Decision Concerning the Question of Jurisdiction over Claims of Persons with Dual Nationality, Iran-United States Claims Tribunal, Case No. A/18," *Harvard Int'l L. J.*, Vol. 26 (1985), p. 208; Bruno Leurent, "Problèmes soulevés par les demandes des double nationaux devant le Tribunal des différends Iran-américains," *Revue critique de droit international privé*, Vol. 74 (1985), p. 273; David J. Bederman, "Nationality of Individual Claimants Before the Iran-United States Claims Tribunal," *Int'l & Comp. L. Q.*, Vol. 42 (1993), p. 119 (1993).
- (21) *IRAN-U. S. C. T. R.*, Vol. 5 (1984-I), p. 260.
- (22) *Ibid.*, pp. 260-262.
- (23) *Ibid.*, p. 262. この点 裁判所は責任否定の法理が主として基礎としているポーチャードの学説を具体的に否定し、第二次大戦後の国際法において支配的かつ実効的国籍の法理を決定的に確立したものととして、ノッテボーム事件とメムルジェ事件を援用している。なお、ポーチャードの学説に対する一般的な批判としては、William L. Griffin, "International Claims of Nationals of Both the Claimant and Respondent States—The Case History of a Myth," *Int'l Lawyer*, Vol. 1 (1966) p. 400 を参照する(1)がよいであろう。
- (24) *Ibid.*, pp. 263-264. 裁判所は、ノッテボーム事件がノッテボームの本国に対する請求に関係していなかったが、

国際司法裁判所が事案の諸事実に基づいた真正でかつ実効的な国籍の追究を受諾・承認したことを証明している、と判示している。また、メルジェ事件についても、裁判所は、イタリア・アメリカ調停委員会が、実効的国籍が請求国の国籍である場合、二重国籍者の事案において外交的保護を排除する国家の主権平等を基礎とした原則は実効的国籍の原則に従わなければならないと決定したことを指摘している。

(25) *Ibid.*, p. 265.

(26) *Ibid.*, pp. 266, 335.

(27) *Ibid.*, p. 265. この点、ノッテボーム事件において、国際司法裁判所は、外交的保護の行使に関する多数の二重国籍者の事案において、国際仲裁裁判所が個人とその国籍が関係する一方の国家との間のより強固な事実上の結合関係 (stronger factualties) に基づく真正でかつ実効的な国籍を優先させてきていると述べ、勸案すべき最も重要な要因である常住所以以外にも、利害関係の中心地、公的生活への参加、個人がある特定の国家に対して示し、その子供に植えた所属の念を列挙してゐる (Nottebohm Case, *op. cit.*, p. 22)。

(28) Malek v. Iran, Award NO. ITL 68-193-3 (23 June 1988), IRAN-U. S. C. T. R., Vol. 19 (1988-II), pp. 51-52, 55. この点、第二裁判部は、すでに Esphahanian 事件と Golpira 事件において、ノッテボーム事件判決を援用し、アメリカ市民としての原告の帰化以前の (preceding) 帰化当時 (contemporaneous) 帰化以後の (following) 期間におけるアメリカとの事実上の結合関係 (factual connections) が当該期間におけるイランとの事実上の結合関係よりもより実効的であったかどうかを検討してゐる (IRAN-U. S. C. T. R., Vol. 2 (1983-I), pp. 166, 174)。事実、ノッテボーム事件においても、国際司法裁判所は、帰化によってノッテボームに付与された国籍に関連して、ノッテボームの帰化前、帰化当時、帰化後の期間におけるノッテボームとリヒテンシュタインの間の事実上の結合関係がノッテボームと他の国家の間に存在した可能性のある結合関係に比べて十分密接で支配的 (close, so preponderant) であり、したがってノッテボームに付与された国籍が以前存在したかそれ以後存在するに至った結合関係

の社会的事実 (social fact) の正確な法的表明としての真正でかつ実効的な国籍 (real and effective nationality) であること(なす)とが出来るかどうかを検討している (Nottebohm Case, *op. cit.*, p. 24)。

(29) *Ibid.*, pp. 57, 61. したがって、イラン側の仲裁人によれば、(a)原告がイラン国民として国際裁判所に本国政府に對して請求を提起することはできないし、いかなる政府も当該原告のためにかかる裁判所において請求を提起できないことになる。さらに、(b)原告のイラン国籍が後に取得された国籍に優越しており、この点においても裁判所が原告の請求に對して管轄権を欠如していることは明白である。

(30) Brower & Brueschke, *op. cit.*, p. 33.

(31) Danielpour (M.) v. Iran, Award NO. 424-168-3 (16 June 1989), *IRAN-U. S. C. T. R.*, Vol. 22 (1989-II), pp. 121-122.

(32) Nouratchan (Z. A.) v. Iran, Award NO. ITL 75-412/415-3 (15 December 1989), *IRAN-U. S. C. T. R.*, Vol. 23 (1989-III), pp. 310-311. しかし、イラン側の仲裁人は反対意見を提出し、原告の支配的かつ実効的国籍の決定についての多数意見の事実認定には理由と法的分析が付されていないと批判して、多数意見が主として原告の陳述書を繰り返して、しばしばそれを支持する証拠書類を挙げることによって原告の生涯における出来事と背景を明らかにして、原告の支配的かつ実効的国籍がアメリカのそれであったと結論しているにすぎず、その結果、多数意見が原告のアメリカ国籍の支配的性格の証拠として原告の個人的、社会的、経済的生活にどのように言及したかは推量・推測する以外に方法がないと述べている。

(33) Ruth Donner, *The Regulation of Nationality in International Law* (1994), p. 100.

(34) *Ibid.*, p. 100. *Cf.*, Aldrich, *op. cit.*, p. 60. この点、アメリカの対外請求解決委員会 (Foreign Claims Settlement Commission: FCSC) は、事実上二重国籍者の請求に関する裁判所の判例法を踏襲し、原告がアメリカとイラン双方の国籍を有するとしても、支配的かつ実効的なアメリカ市民であることを立証するならば、対外請求解決委員

会において請求を主張する資格を有する (eligible) と決定している (Richard B. Lillich and David J. Bederman, "Jurisprudence of the Foreign Claims Settlement Commission: Iran Claims," *Am. J. Int'l L.*, Vol. 91 (1997), p. 441)。一九九〇年五月十三日、アメリカ政府は、イラン政府との間にイラン・アメリカ請求権裁判所に係争中のイランに対するアメリカ国民の二五万ドル未満の少額請求の一括解決 (lump-sum settlement) に関する協定 (解決協定) (Settlement Agreement) を締結した。同協定は裁判所の承認により六月二二日に効力を発生し、六月二八日、アメリカ国務省は、一九八五年の「イラン請求権法 (Iran Claims Act) によりイランに対するアメリカ国民の請求を受理し、その有効性 (validity) と金額 (amounts) を決定する管轄権 (standby jurisdiction) を付与されていた対外請求解決委員会に当該少額請求に関する責任を正式に転嫁した (FCSC *Ann. Rep.* 1991, pp. 6-7)。実際問題として、委員会は支配的かつ実効的国籍を立証するために必要な基準を列挙してはいるが、Case No. A/18, Malek 事件、Nourafchan 事件を援用し、常居所、利害関係の中心地、家族関係、公的生活への参加、他の所属の証拠を含むあらゆる関連要因に焦点を合わせて、原告の支配的かつ実効的国籍を決定している。そのような事例として、たとえば Elghanayan v. Iran, Decision No. IR-1083 (May 25, 1993), FCSC *Ann. Rep.* 1993, pp. 14-15; Murad v. Iran, Decision No. IR-2226 (May 26, 1994), FCSC *Ann. Rep.* 1994, p. 62; Aryeh v. Iran, Decision No. IR-2365 (August 24, 1994), FCSC *Ann. Rep.* 1994, p. 23; Russell v. Iran, Decision No. IR-1834 (December 13, 1994), FCSC *Ann. Rep.* 1994, pp. 100-101 を挙げることができる。

(35) Avanesian, *op. cit.*, p. 155. この点、裁判所が原告の支配的かつ実効的国籍の決定において勘案した特別の要因としては、原告の居住地図、直近家族の居住地図、原告の大学または大学院の所在地、銀行口座の所在地、子の出生地図と学校の所在地、投資先、不動産の所在地、選挙権、兵役、納税、帰化と請求発生日の期間、市民権申請の意図、アメリカまたはイラン社会への融合と公的生活への参加の程度、アメリカとイランで生活した期間の比較、アメリカ市民との婚姻、家庭における原告と配偶者と子の使用する言語、原告と配偶者と子の宗教的信仰、

社会的市民的職業的、団体への参加、国家に対して負った忠誠または服従義務を証明する書類、二重国籍の原因、アメリカへの帰国の動機⁽³⁷⁾を列挙する(37)が認め (Brower & Brueschke, *op. cit.*, pp. 34-35)。

(39) Brower & Brueschke, *op. cit.*, pp. 41-42. *Cf.*, David D. Caron, "The Nature of the Iran-United States Claims Tribunal and the Evolving Structure of International Dispute Resolution," *Am. J. Int'l L.*, Vol. 84 (1990), pp. 131-133.

(35) *Abrahamian v. Iran*, Award NO. ITL 74-377-3 (1 December 1989), *IRAN-U. S. C. T. R.*, Vol. 23 (1989-III), pp. 287-289.

(38) *Riahi v. Iran*, Award NO. ITL 80-485-1 (10 June 1992), *IRAN-U. S. C. T. R.*, Vol. 28 (1992), pp. 185-188, 189-190. *Cf.*, *Nazari v. Iran*, Award NO. ITL 79-221-1 (15 January 1991), *IRAN-U. S. C. T. R.*, Vol. 26 (1991-I), p. 7.

(36) *Avanessian, op. cit.*, p. 163.

(三) ケイヴィアットー詐欺的使用

Esfahanian 事件において、第二裁判部はイタリア・アメリカ調停委員会のフレゲンハイマー (Flegenheimer) 事件を援用して、原告の支配的かつ実効的国籍の管轄権上の決定に関する一つの例外として重要なケイヴィアット (cavat) に言及している。裁判部によれば、国籍の詐欺的使用 (fraudulant use) の場合、先例が衡平を根拠として管轄権を否定しており、かかる事案は個人が他の方法で利用しえない利得 (benefits) を二次的国籍 (secondary nationality) によって取得するために支配的かつ実効的国籍を隠匿する (disguise) 場合に発生する⁽⁴⁰⁾。この

点、本件において原告がイラン会社 Iran Marine Industrial Co. の株式の名目上の所有者であり、その受益的

所有者 (beneficial owner) がアメリカ会社 SEDCO であった。しかし、原告がイラン国籍を有しているため、SEDCO の名義人 (nominee) として SEDCO の所有権の真の範囲を隠匿するために利用された可能性があった。裁判部によれば、第二国籍のこの種の使用は、裁判所が請求を却下する原因となりうるが、原告が雇用者のノミニー株主 (nominee shareholder) として利用されることが原告の實質的な職務であったとする証拠は存在していない。したがって、裁判部は原告がイラン国民にのみ利用可能な利得を得るためにその口実を利用したとは思われない、と結論した。⁽⁴¹⁾さらに、第二裁判部は、イランの医療グループ Brozoyeh Medical Group の株式の取用に関する *Golpira v. Iran* においても、原告のイランの身分証明書番号が株券に記載されていたが、当該株式が非イラン国民の購入に利用可能であったと認定し、とりわけ、原告がイラン国民にのみ利用可能な利益を得るためにアメリカ国籍を秘匿した (conceal) 証拠は存在しない、と認定している。裁判部は、原告の支配的かつ実効的国籍がアメリカのそれであったと判示し、損害が第一義的に原告のアメリカ国籍に関係しており、請求に関連する原告の行動がすべて非イラン国民によってなされた⁽⁴²⁾と結論している。したがって、裁判部は、原告が請求権解決宣言の意味におけるアメリカ国民であり、裁判所がイラン政府に対する原告の請求を決定する管轄権を有する、と決定している。⁽⁴³⁾

この点、Case No. A/18 の決定において、裁判所は第二裁判部が *Esfahanian* 事件で言及した例外に則して、重要なケイヴィアットを付加し、裁判所が原告の支配的かつ実効的国籍に基づいて管轄権を有する場合、他の国籍 (other nationality) が請求の実体的当否ないし本案 (merits) に関係することがある、と判示している。⁽⁴³⁾この決定から約一年半後、第二裁判部は *Mahmoud v. Iran* において、原告が一九七九年の帰化までもっぱら (solely) イラン国民であり、一九八〇年までイランにおいて合法的に財産を所有しえたと判断して、原告が一つの国籍を

詐欺的に使用したとはいえない、と結論した⁽⁴⁴⁾。しかし、この文脈において、裁判部は、一般論として当事者があ
る国籍の取得を故意に遅延し、その期間において当該当事者が問題となる財産に関してもう一つの国籍から利得
を得ることができた場合、つまり他の方法で享受されえない利得を得ることができた場合には、当該当事者の挙
証責任はより重くなる、と判示している。⁽⁴⁵⁾ この基準に則して、裁判部は、原告がイランに強固な家族関係を維持
しており、一九七九年までアメリカ市民にならなかったことの結果一九七〇年に母親から相続した不動産 (real
estate) の所有者としての権利を享有し続けることによつてイラン国籍から利得を得ることができたと認定した
が、原告が関連期間における支配的かつ実効的国籍がアメリカのそれであったことを立証していないと結論し、
管轄権の欠如を理由として請求を却下している。⁽⁴⁶⁾ したがつて、第二裁判部がケイヴィアットに至らなかつたとは
いえ、その要素が存在していたことは明白である。⁽⁴⁷⁾

その後、各裁判部は、請求の支配的かつ実効的国籍がアメリカのそれであったと決定した中間裁定において、
原告の支配的かつ実効的なアメリカ国籍の管轄権上の決定が Case No. A/18 の決定において裁判所が付加した
ケイヴィアットに従わなければならない、と判示している。⁽⁴⁸⁾ たとえば *Provita v. Iran* や *Khosrowshahi v. Iran*
において、第二裁判部は、原告の支配的かつ実効的なアメリカ国籍の管轄権上の決定が裁判所のいわゆるケイヴ
ィアットを条件としており、したがつて、爾後の手続においてこのケイヴィアットに照らして事案のあらゆる事
情を検討しなければならぬとして、原告がイラン法上もつぱらイラン国民に利用可能な利益を保持するために
イラン国籍を使用したかどうか、または他の何らかの方法で原告の作為不作為の行為 (conduct) が裁判所に提起
された請求において原告に有利な裁定の拒否を正当化するものであつたかどうかを考察するであろう、と述べて
いる。⁽⁴⁹⁾

このように、ケイヴィアットは、原告が被告国の国民としてのみ取得しえた権利から生ずる請求を提起した場
 合に関係するが、その場合、裁判所は原告の主張する国籍が実効的な国籍であると認定し、かつ請求が他の事情
 において勝訴しえるとしても、当該請求を棄却しなければならないことになる。⁽⁵⁰⁾ この点、Saghi v. Iran におい
 て、第二裁判部ははじめて請求の本案に対するケイヴィアットの意味と効果に真正面から取り組んでいる。⁽⁵¹⁾ 裁判
 部は、その中間裁定において、関連期間における原告の支配的かつ実効的国籍がアメリカのそれであり、したが
 って請求権解決宣言第七条1項の意味におけるアメリカ国民であると認定していたが、⁽⁵²⁾ その最終裁定において、
 原告が受益的に所有していたイラン会社 Novzohour Paper Industries ⁽⁵³⁾ の株式の収用に関する財産の回復ないし
 は損害賠償 (recovery) を阻止するためにケイヴィアットを適用した。裁判部は、イランに対する二重国籍者の
 請求へのケイヴィアットの適用の文脈において、ケイヴィアットが明らかにイラン法上もっぱらイラン国民に限
 定されている利得に関する二重国籍者の請求に適用することが予定されているが、しかしこの準則によって表明
 される衡平原則 (equitable principle) は原則としてより広く適用されると指摘している。⁽⁵⁴⁾ そして、裁判部は、
 二重国籍者の請求が法的にイラン国民に限定されていない利得に関係する場合においても、当該二重国籍者が二
 重国籍を濫用 (abuse) し、したがって請求について回復する (recover) ことを許されるべきではないことが証
 明された場合には、裁判所はケイヴィアットを適用することができる、と結論している。⁽⁵⁵⁾ 原告は当該会社の社外
 株式 (outstanding shares) の二五パーセントに外国人の所有を制限したイラン法に従って行動するために、以前
 に放棄したイラン国籍を再取得することによって同社の株式四八・二五パーセントを購入していた。⁽⁵⁶⁾ 裁判部は、
 イラン法の不利益効果を極小化するために、もっぱらある種の株式を自己名義に書き換える目的で意識的に (con-
 sciously) イラン国籍を取得したことは明白である、と判示している。そして、裁判部によれば、原告がイラン国

籍を使用して取得した株式がイラン法によってイラン国民に限定されていなかったとしても、原告は衡平の根本的な考慮に則してイランに対抗して回復することを許されるべきではないといわなければならない。したがって、裁判部は、別段の決定をすることは権利の濫用 (abuse of right) を許すことになるとして、原告が受益的に所有する株式の一部または全部がイラン法によって非イラン国民によって違法に所有されたかどうかを決定するまでもない、と結論している。⁽⁵⁷⁾

しかしながら、第二裁判部は、ケイヴィアットが二重国籍者にのみ適用されることから、本件において二重国籍者でない他の原告が受益的に所有していた原告名義の株式について回復することを認めただのみならず、また原告自身に対してもイラン法が適用されなかった関連会社の株式については回復すること許可している。⁽⁵⁸⁾したがって、ケイヴィアットは、その適用の原因となる衡平の考慮が存在する請求部分にのみ適用されるのであり、その要素が存在しない場合、請求は影響を受けるべきではないということになる。⁽⁵⁹⁾

さらに最近では、Khosrowshahi 事件におよび、第二裁判部は、イランの会社 Alborz Investment Corporation と銀行 Development and Investment Bank of Iran (DIBI) の株式 (shares) の収用に関する回復がケイヴィアットによって阻止されるべきであるとするイラン側の主張を却下し、原告がイラン法上もっぱら (exclusively) イラン国民に利用可能な利得を保持するために、当該株式の取得時または取得後においてイラン国籍を使用したり、原告の作為不作為の行為が原告に有利な裁定の拒否を正当化するものであったとする十分な証拠が存在しない、と結論している。⁽⁶⁰⁾ また、Provia 事件においても、第二裁判部は、イラン法が不動産 (real estate) を相続することを非イラン国民に許可していると判示して、ケイヴィアットが収用時に相続手続中であつた不動産における二重国籍者の利益に関する回復を妨げるものではない、と結論している。裁判部によれば、原告は不動産の受

動相続 (passive inheritance) においてイラン国籍を秘匿も濫用もしていないことになる。換言すれば、原告はもっぱらイラン国民に保留された利得を取得していないし、回復が認められない方法でイラン国籍を濫用している訳でもない。また、原告の作為不作為の行為には原告に有利な裁定の拒否を正当化するところは何もない。したがって、裁判部は、Case No. A/18 のケイヴィアットが原告の財産請求を妨げるものではない、と判示している。⁽⁶¹⁾ さらに、Karubian v. Iran に於いて、第二裁判部は、イランにおいて物的財産 (real property) を購入することがイラン法によってイラン国民に原則として保留されていると結論した上で、原告がアメリカ国籍を取得した後の時点において当該財産をイラン国民として購入していることを理由として、かかる事情においてイランに對して回復することを原告に認めるならば、権利の濫用を許可することになる、と判示している。⁽⁶²⁾

このように、請求の本案の段階において、ケイヴィアットは、原告がイラン法上もっぱらイラン国民に保留されている権利を保持するためにイラン国籍を悪用 (misuse) する場合に第一義的に適用されることになる。⁽⁶³⁾ しかしながら、その法的性質と適用範囲について多くの疑念が残されているとの指摘がある。たとえば、それは、二重国籍者がもっぱらその受動的国籍 (passive nationality) に基づいてある権利ないしは利得を行使した場合の詐欺を防止するために、エストoppel (estoppel) または権利濫用 (abuse of right) として表わされる衡平上の手法としてのみ定式化されたかどうか必ずしも明確ではない。⁽⁶⁴⁾ また、原告の作為不作為の行為が原告に有利な裁定の拒否を正当化するものであったか否かの争点についても、ケイヴィアットが広く適用された場合、二重国籍者が受動的国籍に基づいて取得した権利ないし利益はすべて権利濫用とみなされ、否定されることになる。⁽⁶⁵⁾ この点、裁判所によるケイヴィアットの適用例がこれまでのところ限られている。しかし、裁判所はケイヴィアットの適用を通して、二重国籍者がその二次的国籍の国家に対して請求を提起することを主として衡平上の考慮から

排除される事情との関連において、国際法の人跡未踏の領域に取り組んでおり、したがってその判例が国際法の発達に大きな影響を与えることが期待されている。⁽⁶⁶⁾

こうしてみると、実効的国籍の法理は、現実または実体により合致し、関係個人の社会的政治的地位を実現する規則を示唆していることができる。したがって、それはそれとして有益な法理であり、国際法上認められなければならない。しかしながら、それは国際裁判所が請求国と被請求国双方の国民である個人の国籍の抵触を解決しなければならない事案に適用される程しっかりと確立した一般原則になっているとは思われない。この点、裁判所の裁定理由もまた、この種の事案に対して実効的国籍の法理が適用されうるということを十分に正当化しているとは思われない。⁽⁶⁷⁾

(40) *Esfahanian v. Bank Tejarat, op. cit.*, p. 166. この事件において、イタリア・アメリカ調停委員会は、原告の請求が一九四七年二月一〇日の対イタリア平和条約第七八条の補償と原状回復の規定に基づく連合国民の請求として許容されるかどうかの問題を検討し、その付随的意見において、表見上の国籍 (*apparent nationality*) の法理が国際法によって容認されているとはいえないと述べている。調停委員会によれば、国際判例法上、損害を被ったと主張する当事者が紛争の原因である事実が発生した時点において真の国籍 (*true nationality*) を告知しなかったり、秘匿したり、他の国籍を援用したならば、被告国は当該個人の本国によって自国民のために提起された訴訟 (*a legal action*) の許容性 (*admissibility*) に対して異義を申し立てることが認められている (*Flegenheimer Claim, Int'l L. Rep.*, Vol. 25 (1958-1), p. 151)。

(41) *Ibid.*, p. 167.

(42) *Golpira v. Iran, op. cit.*, p. 174.

- (43) Iran-United States, Case No. A/18, *op. cit.*, pp. 265-266. この点 Eshphanian 事件において、第二裁判部は原告の支配的かつ実効的国籍の管轄権上の決定との関連において原告による他の国籍の使用を検討したのに対して、裁判所はケイヴィアットが管轄権の争点ではなく、請求の実体的当否ないしは本案にのみ関係する、と述べている (Brower & Brueschke, *op. cit.*, p. 300)。*Cf.*, Aldrich, *op. cit.*, p. 77. たゞ、Riahi 事件の中間裁定において、第一裁判部は、原告の支配的かつ実効的国籍がアメリカのそれであったと決定し、(a)原告が請求権解決宣言第二条一項と第七条一項に基づいて当事者適格 (standing) を有し、(b)他の管轄権上の問題を本案に併合する、と判示したが、その文脈において、原告が財産権を取得した時点において、イラン国民にのみ利用可能な利得を得るためにアメリカ国籍を秘匿したかどうかの問題は請求の本案に触れるものであり、原告の支配的かつ実効的な国籍の先決問題 (preliminary issue) に関係しないとして、訴訟の現段階におおむね検討することは必要ないと結論している (Riahi v. Iran, *op. cit.*, pp. 188-189)。
- (44) Mahomoud v. Iran, Award NO. 204-237-2 (27 November 1985), *IRAN-U. S. C. T. R.*, Vol. 9 (1985-II), p. 354.
- (45) *Ibid.*, p. 355.
- (46) *Ibid.*, p. 355.
- (47) Brower & Brueschke, *op. cit.*, p. 301.
- (48) Aldrich, *op. cit.*, p. 77.
- (49) Provita v. Iran, Award NO. ITL 73-316-2 (12 October 1989), *IRAN-U. S. C. T. R.*, Vol. 23 (1989-III), p. 263; Khosrowshahi v. Iran, Award NO. ITL 76-178-2 (22 January 1990), *IRAN-U. S. C. T. R.*, Vol. 24 (1990-I), pp. 45-46.
- (50) Avanesian, *op. cit.*, pp. 153-154.

- (15) Brower & Brueschke, *op. cit.*, pp. 301-302. *Cf.*, Aldrich, *op. cit.*, 77.
- (16) Saghi v. Iran, Award NO. ITL 66-298-2 (12 January 1987), *IRAN-U. S. C. T. R.*, Vol. 14 (1987-1), p. 8.
- (17) Brower & Brueschke, *op. cit.*, p. 302.
- (18) *Ibid.*, p. 302.
- (19) *Ibid.*, p. 302. *Cf.*, Donner, *op. cit.*, p. 102.
- (20) *Ibid.*, p. 302.
- (21) Award NO. 544-298-2 (22 January 1993). *Cf.*, David J. Bederman, "International Arbitral Decisions," *Ann. J. Int'l L.*, Vol. 87 (1993), pp. 447-452; Brower & Brueschke, *op. cit.*, p. 302; Aldrich, *op. cit.*, p. 77; Donner *op. cit.*, p. 102.
- (22) Aldrich, *op. cit.*, pp. 77-78.
- (23) Donner, *op. cit.*, p. 103.
- (24) Award NO. 558-178-2 (30 June 1994), *Cf.*, Aldrich, *op. cit.*, p. 78; Lise Bosman *et al.*, "The Iran-United States Claims Tribunal," *Hague Y. B. Int'l L.*, Vol. 7 (1994), p. 309.
- (25) Award NO. 566-316-2 (14 July 1995). *Cf.*, Aldrich, *op. cit.*, pp. 78-79; Maurizio Brunetti *et al.*, "The Iran-United States Claims Tribunal," *Hague Y. B. Int'l L.*, Vol. 9 (1996), pp. 208-209.
- (26) Award NO. 596-412-2 (6 March 1996). *Cf.*, Aldrich, *op. cit.*, p. 79; Brunetti *et al.*, *op. cit.*, p. 220. 第一裁判部は「原告の回復をケイ・ヴィアットに禁止せよ」と判決した。。
- (27) Brower & Brueschke, *op. cit.*, p. 306.
- (28) Bederman, *op. cit.*, p. 450. 彼は「イラン政府は「二重国籍者の請求を却下するためのケイ・ヴィアット適用の

根拠として、エストツェルと権利濫用以外にも悪意 (bad faith) と告知の欠如 (lack of notice) を代替的に主張して、⁵⁹ (Brower & Brueschke, *op. cit.*, pp. 305-306)。

(65) Bederman, *op. cit.*, p. 451.

(66) Brower & Brueschke, *op. cit.*, p. 321. この点、裁判所は国際裁判所における二重国籍者の法的地位ならびに第二国籍の法的効果、とりわけ国籍法の対抗力 (opposability) ないしはその相対性 (relativity) について著しく貢献してゐるとの指摘がある (Donner, *op. cit.*, p. 103)。

(67) Avanesian, *op. cit.*, p. 154. Cf. Caron, *op. cit.*, p. 133. この点、すべに述べたやうに、裁判所は、Case No. A/18 において、本裁判所に提起された二重国籍者の請求に対して国籍法抵触条約第四条が適用される可能性が疑わしい理由の一つとして、同条がその本来の用語上もっぱら (solely) 「外交的保護」(diplomatic protection) に適用されるということを挙げている。裁判所によれば、本裁判所は条約によって創設された国際裁判所ではあるが、二重国籍者が提起したすべての紛争を含む大多数の紛争は私人を一方の当事者とし、政府またはその政府機関を他方の当事者としてゐる。そのような事案において、裁判所が決定しなければならないのは請求者の権利であつて、その本国の権利ではない。したがつて、裁判所はこれが国際法上の国家による請求の支持 (opposal) の事態と著しく対照的であるといわなければならない、と結論している。事実、この点、請求権解決宣言第三条3項は、本協定に基づくアメリカとイラン国民の請求が請求者自身によつて、または二五万ドル未満の少額請求については当該国民の本国政府によつて裁判所に提起されなければならない、と規定している。

付記 本稿は筆者が香西茂他編『国際法の新しい世紀を目指して』(田畑茂二郎先生米寿記念論集、東信堂、近刊)に執筆した論稿を基礎にしている。